

平成25年1月25日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成24年(ネ)第281号 解約金条項使用差止請求、解約金請求、解約金返還
請求、不当利得返還請求控訴事件

平成24年(ネ)第941号 同附帯控訴事件

(原審・京都地方裁判所平成20年(ワ)第3842号、平成21年(ワ)第34
78号、平成23年(ワ)第1094号、同年(ワ)第2581号)

口頭弁論終結日 平成24年10月25日

判 決

京都市中京区西ノ京中御門東町134番地

控訴人・附帯被控訴人(被告) 株式会社セレマ
(以下「控訴人セレマ」という。)

同代表者代表取締役 斎藤武雄

京都市右京区鳴滝音戸山1-7

控訴人(被告) 株式会社らくらくクラブ
(以下「控訴人らくらく」という。)

同代表者代表取締役 高木将博

上記両名訴訟代理人弁護士 佐野忠克

同 棚澤高志

同 小宮山展隆

同 高橋俊昭

同 鈴木治一

同 掛谷弥生

同 山崎司平

同 小沢征行

同 羽田野節夫

同 山西信裕

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

被控訴人・附帯控訴人(原告) 特定非営利活動法人

京都消費者契約ネットワーク
(以下「被控訴人ネットワーク」という。)

同代表者理事 高嶋英弘

被控訴人・附帯控訴人(原告)

被控訴人・附帯控訴人(原告)

被控訴人・附帯控訴人(原告)

被控訴人・附帯控訴人(原告)

被控訴人・附帯控訴人(原告)

被控訴人・附帯控訴人(原告)

被控訴人・附帯控訴人(原告)

被控訴人・附帯控訴人(原告)

被控訴人・附帯控訴人(原告)

上記10名訴訟代理人弁護士 長野浩三

同 増田朋記

同 向井裕美

同 川 村 暢 生
同 平 尾 嘉 晃
同訴訟復代理人弁護士 木 内 哲 郎
同 中 出 戒 一 郎

※本判決では、以下、被控訴人ネットワーク以外の被控訴人兼附帯控訴人らを単に「被控訴人」と呼称する。

主 文

1 控訴人セレマの控訴に基づき、原判決中控訴人セレマに関する部分を次のとおり変更する。

(1) 控訴人セレマは、消費者との間で、冠婚葬祭の互助会契約を締結するのに際し、消費者が冠婚葬祭の施行を請求するまでに解約する場合、解約時に支払済み金額から「所定の手数料」などの名目で、60円に第1回目を除く払込みの回数を掛けた金額及び14.27円に契約年数を掛けた金額を超える解約金を差し引いて消費者に対し返金する旨を内容とする意思表示を行ってはならない。

(2) 控訴人セレマは、前項記載の内容の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を廃棄せよ。

(3) 控訴人セレマは、その従業員らに対し、同控訴人が(1)項記載の意思表示を行うための事務を行わないこと及び前項記載の契約書用紙を廃棄すべきことを指示せよ。

(4) 控訴人セレマは、被控訴人 [] に対し、3万3004円及びこれに対する平成21年9月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(5) 控訴人セレマは、被控訴人 [] に対し、3万3750円及びこれに対する平成21年9月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- (6) 控訴人セレマは、被控訴人 [] に対し、3万2961円及びこれに対する平成23年4月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (7) 控訴人セレマは、被控訴人 [] に対し、4万5460円及びこれに対する平成23年4月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (8) 控訴人セレマは、被控訴人 [] に対し、6万5130円及びこれに対する平成23年4月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (9) 控訴人セレマは、被控訴人 [] に対し、3万6395円及びこれに対する平成23年4月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (10) 控訴人セレマは、被控訴人 [] に対し、4万1081円及びこれに対する平成23年4月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (11) 控訴人セレマは、被控訴人 [] に対し、2万9584円及びこれに対する平成23年4月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (12) 控訴人セレマは、被控訴人 [] に対し、3万4270円及びこれに対する平成23年9月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (13) 被控訴人らの控訴人セレマに対するその余の請求をいずれも棄却する。
- 2 控訴人らくらくの被控訴人ネットワークに対する控訴を棄却する。
- 3 被控訴人らの附帯控訴をいずれも棄却する。
- 4 控訴人セレマと被控訴人らとの間で生じた訴訟費用（控訴費用、附帯

控訴費用を含む。)は、第1、2審を通じてこれを10分し、その1を被控訴人らの負担とし、その余を控訴人セレマの負担とし、控訴人らくらくと被控訴人ネットワークとの間で生じた控訴費用は控訴人らくらくの負担とする。

5 この判決は、第1項(4)ないし(12)に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人らの控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人ら敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人らの控訴人らに対する請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人らの負担とする。

2 被控訴人らの附帯控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人セレマに関する部分を次のとおり変更する。
 - ア 控訴人セレマは、消費者との間で、冠婚葬祭の互助会契約を締結するの際に、消費者が冠婚葬祭の施行を請求するまでに解約する場合、解約時に支払済み金額から「所定の手数料」などの名目で解約金を差し引いて消費者に対し返金する旨を内容とする意思表示を行ってはならない。
 - イ 控訴人セレマは、上記ア記載の内容の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を廃棄せよ。
 - ウ 控訴人セレマは、その従業員らに対し、控訴人セレマが上記ア記載の意思表示を行うための事務を行わないこと及び上記イ記載の契約書用紙を破棄すべきことを指示せよ。
 - エ 控訴人セレマは、被控訴人██████████に対し、3万7950円及びこれに対する平成21年9月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - オ 控訴人セレマは、被控訴人██████████に対し、3万8950円及びこれ

に対する平成21年9月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

カ 控訴人セレマは、被控訴人██████████に対し、3万7950円及びこれに対する平成23年4月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

キ 控訴人セレマは、被控訴人██████████に対し、6万8325円及びこれに対する平成23年4月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

ク 控訴人セレマは、被控訴人██████████に対し、4万7175円及びこれに対する平成23年4月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

ケ 控訴人セレマは、被控訴人██████████に対し、4万2450円及びこれに対する平成23年4月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

コ 控訴人セレマは、被控訴人██████████に対し、4万7150円及びこれに対する平成23年4月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

サ 控訴人セレマは、被控訴人██████████に対し、3万3450円及びこれに対する平成23年4月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

シ 控訴人セレマは、被控訴人██████████に対し、3万8150円及びこれに対する平成23年9月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 附帯控訴費用は、附帯被控訴人(控訴人)の負担とする。

第2 事案の概要(略称は、特記しない限り原判決の用法による。)

1 本件の要旨及び訴訟の経過

(1) 本件は、消費者契約法13条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である被控訴人ネットワークが、控訴人らが消費者との間で締結している互助契約又は積立契約においてそれぞれ解約時に払戻金から所定の手数料が差し引かれる旨の条項（解約金条項）を使用していることに関して、上記各条項は、消費者契約法9条1号に定める平均的な損害の額を超える違約金を定めるものであり、また、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものである（同法10条）旨主張して、控訴人らに対し、同法12条3項本文に基づき、主位的に、解約金を差し引くことを内容とする意思表示等の差止めを求め、予備的に、控訴人らが現実に使用している約款等に基づく意思表示等の差止めを求めた事件（原審甲事件）と、その余の被控訴人らが、控訴人セレマに対し、上記の解約金条項が消費者契約法9条1号及び同法10条に反し無効であると主張して、不当利得返還請求権に基づき、それぞれ同控訴人により差し引かれた解約手数料相当額の返還及び同額に対する訴状送達の日の翌日以降の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事件（原審乙事件、丙事件及び丁事件）が併合審理された事案である。

控訴人らは、上記の各解約金条項により控除される解約手数料の額は平均的な損害の額を超えないから、消費者契約法9条1号によって無効とされることではなく、同法10条にも反しないなどと主張して、被控訴人らの請求を争った。

(2) 原審裁判所は、控訴人セレマの本件互助契約について、月掛金を振替える毎に控訴人セレマが負担する振替費用（1回当たり58円）が消費者契約法9条1号の平均的な損害（以下、単に「平均的な損害」ということがある。）に当たるとして、控訴人セレマの解約金条項（セレマ解約金条項）はこれを超える部分について無効であると判断した。また、控訴人らくらくの本件積立契約について、積立金の振替費用等の費用は会員から徴収する事務手数料で賄われており、平均的な損害は生じていないとして、控訴人らくらくの解

約金条項（らくらく解約金条項）は全部無効であると判断した。

そして、原審裁判所は、上記の判断を前提に、被控訴人ネットワークの控訴人セレマに対する差止め等の請求を、消費者が控訴人セレマに対し冠婚葬祭の施行を請求する前の解約の場合に、58円に第1回を除く払込みの回数を掛けた金額を超える解約金を差し引いて返金する旨を内容とする差止め等の限度で認容し、同被控訴人の控訴人らくらくに対する差止め等の請求を全部認容した。また、その余の被控訴人らの控訴人セレマに対する請求については、冠婚葬祭の施行を請求する前の解約の場合に、解約金から58円に第1回目を除く払込みの回数を掛けた金額を差し引いた金額及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で認容した。

(3) 控訴人らは、原判決を不服として控訴し、原判決中の控訴人ら敗訴部分を取り消した上、被控訴人らの請求を全部棄却するよう求めた。

被控訴人らは、附帯控訴を提起し、被控訴人らの控訴人セレマに対する請求を全部認容するよう求めた。

2 「前提事実」、「争点及び当事者の主張」は、原判決を次のとおり補正し、後記3に「当審における控訴人らの主張」を、後記4に「当審における控訴人らの主張に対する被控訴人らの反論」を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の第2の1及び2の記載と同一であるから、これを引用する。

- (1) 10頁14行目の「本件取得契約」を「本件積立契約」に改める。
- (2) 15頁8行目、10行目及び13行目の各「消費者契約法41条」の次にそれぞれ「1項」を加える。
- (3) 15頁14行目の「差止請求した」を「差止請求をした」に改める。
- (4) 16頁5行目の「割賦販売法2条6」の次に「項」を加える。
- (5) 16頁9行目の「経済産業省令」の次に「・内閣府令」を加える。
- (6) 17頁26行目の「差止請求できる」を「差止請求をることができる」に改める。

(7) 18頁2行目から3行目にかけての「差止請求できない」を「差止請求をすことができない」に改める。

(8) 27頁14行目の「本件取得契約」から16行目の「あたらない。」までを次のように改める。

「本件積立契約の控除額は消費者契約法9条1号にいう平均的な損害の範囲内にあり、また、本件会則は、消費者の利益を一方的に害するものでもないから、同法10条にも反せず、有効である。」

3 当審における控訴人らの主張

(1) 割賦販売法ないし特定商取引に関する法律の規定が消費者契約法12条3項ただし書の「他の法律の規定」及び同法11条2項の他の法律にある「別段の定め」に当たること

ア 前払式特定取引への割賦販売法6条1項3号の類推適用

前払式特定取引に割賦販売法6条1項3号を類推適用するべきと解する別の事情として、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）の改正（平成20年法律第74号）により、訪問販売における指定商品、指定役務の制度が廃止されたため、訪問販売における互助会契約にも特定商取引法が適用されることになったことが挙げられる。

すなわち、原判決によれば、同じ互助会との間で同時期に同種の互助会契約を締結した複数の会員の中に、互助会事務所において契約を締結した会員と訪問販売により契約を締結した会員がいた場合に、前者の会員については消費者契約法9条1号が適用されるのに対し、後者の会員については消費者契約法の特別法である特定商取引法10条1項4号が適用され、「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」を超える金額の請求が許されないこととなる。しかし、同じ互助会と同時期に同種の互助会契約を締結したにもかかわらず、たまたま互助会事務所で契約を締結したか、訪問販売で契約を締結したかという偶然の事情により、損害賠償等の制限

に関しこのような保護の不均衡が生じることは不当というほかない。

加えて、平成20年の特定商取引法の改正時には、経済産業省の担当者と全互協との間で特定商取引法の適用と互助会の対応について協議が行われたが、そこでは契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限について従前どおり割賦販売法6条1項3号による対応とすることが否定されたとの事実はない。このように、関係者の認識においても割賦販売法6条1項3号の適用又は類推適用は当然のこととして理解されていたのである。

また、最高裁判所の判例には割賦販売法6条が適用されていないローン提携販売に同条の類推適用を認めたものがある（最高裁昭和51年1月4日第一小法廷判決・民集30巻10号915頁）。同判決が、ローン提携販売における求償債権と割賦販売における一時に決済すべき売買残代金とが実質的に同じようなものであること、類推適用を認めないとするならば割賦販売法の目的である消費者保護を実現し得なくなることを理由に類推適用を認める趣旨の判決であるとすると、仮に立法者の意思が本件に割賦販売法6条1項3号の適用を認めないというものであったとしても、前払式割賦販売と前払式特定取引は給付を受ける前に分割して金銭を支払うという基本的な枠組みにおいて共通しており、給付前の解除により購入者等が取得する権利も前払いした金銭の返還請求権という点で同じ権利であること、前払式特定取引の運営に関わってきた行政当局、全互協、各互助会のこれまでの認識等に照らして、割賦販売法6条1項3号の前払式特定取引への類推適用が認められるべきである。

イ 割賦販売法自体が消費者契約法12条3項ただし書の「他の法律の規定」及び同法11条2項の他の法律にある「別段の定め」に当たること

仮に、割賦販売法6条1項3号が前払式特定取引に類推適用されないとしても、そもそも割賦販売法それ自身が「割賦販売等に係る取引の公正の確保、…割賦販売等に係る取引の健全な発達を図るとともに、購入者等の

利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にし、もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする」法律であり（同法1条）、消費者保護も同法の主要な目的とされている。現に、上記のとおり、前払式特定取引についても、同法は解約の自由を認め、解約時の解約手数料の約款上の定めについて許可基準上で制限を設け、当該基準を遵守しない業者は前払式特定取引業を営業することを許可しないという、取引の相手方に対する何重もの保護を施している。こうした保護施策を消費者契約法では実施できない以上、前払式特定取引について割賦販売法の適用を排除すべきではなく、同法そのものが消費者契約法12条3項ただし書の「他の法律の規定」及び同法11条2項の他の法律にある「別段の定め」に該当すると解釈すべきである。

ウ 特定商取引法10条1項4号の適用（予備的主張）

万一、上記主張にもかかわらず、本件に割賦販売法が適用されないと判断される場合、本件互助契約のうち、特定商取引法2条1項にいう訪問販売の方法により締結されるものについては、同法10条1項4号が消費者契約法12条3項ただし書の「他の法律の規定」に該当し、同法11条2項の「他の法律に別段の定めがあるとき」に該当することを予備的に主張する。

(2) セレマ解約金条項の適法性は割賦販売法の基準に照らして判断すべきものであること

互助会業界においては、同業界が割賦販売法に基づく法規制の下に置かれた昭和47年以降、所管官庁である通産省（当時）から適宜発せられる解約手数料の額の上限を画する基準を定めた通達、あるいは全互協が標準約款・モデル約款（以下「標準約款等」という。）を作成し、加盟互助会その他関係者に周知徹底し、監修制度等を通じて加盟互助会にこれに準拠した約款を作成・使用させることで、業界全体として割賦販売法所定の基準が遵守される

ことを図ってきた。すなわち、互助会業界では、全互協が標準約款等として提示した解約手数料の額の上限が業界標準となり、これを遵守すれば同法所定の基準を充足するものと理解され、運用されてきたものといえる。

標準約款等に定める解約手数料は、同時に許可業である前払式特定取引業の許可基準となっており、控訴人セレマを含め各互助会がこれに準拠しない定めを置くことは不可能である。標準約款等による基準は全互協が恣意的に策定したものではなく、統計資料を前提に、有識者・消費者代表も交えた議論の末に策定されたものであり、そこではむしろ消費者保護のために、実際に要する費用よりも低い額が採用されているのである。また、昭和59年の標準約款の改正以降も、行政はその水準を承認しており、それは他の業種の解約手数料と比較しても同様の水準に収まるものである。標準約款等に定められる解約手数料は、現在においても十分に実質的な相当性のあるものといえる。

セレマ解約金条項は標準約款等に準拠するものであり、標準約款等に定める解約手数料が割賦販売法による基準（同法6条1項3号、同法施行規則123条1項2号表8欄）を充足することに鑑みれば、セレマ解約金条項が割賦販売法による基準を充足することは明らかである。

(3) 消費者契約法9条1号によってもセレマ解約金条項は適法であること

ア 「平均的な損害」について

本件のように、業界団体作成に係る標準約款が存在し、そこで契約の解約における損害賠償額に関して合理的な根拠に基づく基準が設定され、当該基準が長年運用され、当該業界に関して社会的秩序を形成しているといえるような状況にある場合、当該基準に基づき算出される金額をもって、消費者契約法9条1号の「平均的な損害の額」を認定するのが合理的である。

仮に、上記の主張が認められない場合に備えて、セレマ解約手数料に関

する条項の適法性を主張立証する上で必要な範囲で、控訴人セレマが負担している具体的な費用の額を明らかにすると、後記ウのとおりである。

イ 被控訴人らが本件互助契約を解約した際に被る「平均的な損害」

控訴人セレマは、互助会事業と冠婚葬祭事業の双方を営んでいる。本件互助契約の内容は、互助会事業及び冠婚葬祭事業の一部を含むものになっているが、本件互助契約の締結から冠婚葬祭の施行までの間には相当な期間を経る場合があり、本件互助契約には、互助会事業としてのステージと冠婚葬祭事業としてのステージがあることを理解する必要がある。

原判決は、互助会事業と冠婚葬祭事業とを区別せず、これらをまとめて冠婚葬祭事業（本件では葬祭業）であるかのように認識し、また、本件互助契約と冠婚葬祭の具体的な場面においてされる追加契約とを区別せず、これを单一の契約であるかのように認識している点に基本的な誤りがある。

控訴人セレマを含む互助会は、事業として必要な会員募集を行い、会員を管理し、会員から集めた月掛金を運用して会員の利益に供するための事業活動を行っており、これにコストがかかるのは当然である。会員はかかる互助会の事業活動により会員の地位を有している間、互助会の事業活動による恩恵にあずかるのである。互助会事業の本質は、会員を募集してその管理を行い、集金した費用により割安で最低限の冠婚葬祭の施行を可能にする仕組みを作り、その準備をすることにあり、この本質を理解すれば、互助会が互助会契約を解約した会員から会員の利益のために要したコストの一定程度を負担してもらうことに合理性のあることは明らかである。

このことは、生命保険のビジネスモデルとの比較からも裏付けられている。すなわち、生命保険契約において、保険会社が徴収する保険料は、純保険料と付加保険料からなり、前者は保険金の支払に充てるために必要とされる資金、後者は保険事業を運営していくために必要な経費等に充てるために必要とされる資金である。保険事業は、純保険料について、予定死

亡率を使って収入保険料（及び運用利益）と支払保険料との收支が相当するように計算をし、付加保険料についても付加保険料（及び運用利益）と諸経費の支出等が收支相当となるよう付加保険料額を設定して事業を運営していく。そして、付加保険料には、新契約費という名目で契約の締結及び成立に必要な経費が含まれており、契約当初にかかった契約費用をその後の収入保険料で回収していくという仕組みになっている。そして、保険契約を中途解約する場合における解約返戻金の計算に当たっては、新契約費の額を解約控除（本件でいえば解約手数料に相当する。）の算定に当たって考慮し、保険会社は、保険契約者に対し、保険料の積立金から未回収の新契約費を控除した額を解約返戻金として返還するものとされている。

生命保険事業とは、一定の保険集団を形成して保険料を徴収し、これを管理・運用して約定の保険給付及び保険事業を運営するための費用を賄うというビジネスモデルである。この点、互助会事業も、一定の月掛金を徴収し、これを管理・運用して将来の冠婚葬祭に備え、また、互助会事業を運営するための費用を賄うという点において類似のビジネスモデルとなっている。すなわち、保険事業と互助会事業とは、規制を受ける法令が異なるものの、前記のとおり、いずれも一定数の組織（保険集団あるいは会員組織）を形成し、資金を事前に徴収してこれを運用し、金銭あるいはサービスを提供するという点で、実質的に同質の事業である。保険事業において解約時の控除が否定された場合に保険事業が成り立たないのと同様、解約手数料の控除が認められなければ互助会事業は成り立たない。しかも、互助会事業の解約手数料の額は、保険事業における解約時の控除額と比較しても相当低額である。

以上によれば、消費者契約法を本件互助契約に適用し、同法9条1号にいう「平均的な損害の額」を算定するに当たっては、当該契約が予定している事業内容が互助会事業であり、互助会事業の運営段階で契約が解約さ

れたという事実を前提に、合理的な範囲で当該事業の運営に必要な解約手数料、言い換れば、当該事業構造の下で他の会員に不利益を及ぼさないために必要な解約手数料が控除されることが許容されなければならない。

被控訴人らの主張は、一旦控訴人セレマの会員になって冠婚葬祭を実行する際にはいつでも会員としてのメリットを受けることができるといういわば保険的な地位を取得しておきながら、その実行をしなかったからこれまで支払った積立金全額を返還してほしいという身勝手で都合のよい主張と言わざるを得ない。

ウ 会員の募集・管理に要する具体的な費用

(ア) 直営支社（稻荷、八幡、宇治の3店舗にある。）による会員募集・管理に要する人件費

a 支社長の給与

固定給として、基本給、支社長手当等が支払われる。

歩合給として、新規ポイントと呼ばれる給与項目があり、成契新規目標（年間の獲得新規契約本数の目標を各事業部の営業課長が決定し、それを月ごとに換算して達成率×2万円で算出される。ただし、達成率5割以下の場合は0円）、責任内新規対千口数（獲得した新規契約の月掛金総額を1000で割った数字（対千口数）から支払回数40回以内の間に解約された新規契約の対千口数を引き、逆に支払が復活した新規契約の対千口数を加えた数値に、当該月に婚礼誘致があれば60円、なければ40円を乗じて算出）、増口手当（獲得した増口契約本数から解約された増口契約本数を引き、逆に支払が復活した増口契約本数を加えた数値に、200円を乗じて算出）、誘致件数（婚礼誘致を獲得した場合に支払われる）及び解約返金口数（解約された契約口数に500円を乗じて算出。ただし、40口以上の分については次月へ繰り越す。マイナス項目である）といった項目、計算方法により

歩合の額が算出される。

賞与についても基本給に応じた固定部分と業績連動部分がある。

b 事務員の給与

事務員には時給と通勤手当が支払われる。

c 営業パート社員の給与

営業パート社員は、平成14年10月以前入社の場合（以下「旧規定適用パート社員」という。）と、同年11月以降入社の場合（以下「新規定適用パート社員」という。）とで、異なる賃金体系が適用されている。

歩合給は、いずれの場合も給与項目に応じて適宜、1月ごと、3月ごと、あるいは1年ごとに、その時に集計される契約獲得本数に応じて付与されるポイント数（旧規定適用パート社員と新規定適用パート社員には別のポイント表が適用される。）に応じて給与項目ごとに給与金額の算定方法が定められている。

また、賞与については、支社長同様、基本給に応じた固定部分と業績連動部分がある。

上記の通常の営業パート社員のほか、電話のみにて営業活動を行うテレフォンアポインターと呼ばれる営業パート社員も存在する。この職種については、時給と獲得契約に応じた成契歩合が支払われる。

テレフォンアポインターの情報に基づき実際に契約見込み客を訪問し、約款等を説明した上、契約締結業務を行うのはテレ渉外と呼ばれる別の営業パート社員であるが、この職種についても時給と成契歩合が支払われる。

上記のほか、電話の営業とともにテレ渉外の業務も行う営業パート社員も八幡支社に存在する。当該パート社員に対しては、受給と成契歩合が支払われる。

d ドライバーに対する支払

ドライバーはパート社員の営業活動を補助するため、社用車を運転してパート社員を同社から営業先に送迎することを業務とする。その対価として、所定の日給が出勤日数分支払われる。

e 直営支社の営業パート等による集金業務

直営支社の営業パート社員は、銀行の自動振込み等を利用しないで月掛け金を支払う契約者に関する訪問集金業務も行っている。訪問集金業務に対する手当としては、地域管理手当と集金手当が存在する。

f まとめ

控訴人セレマの直営支社による会員募集に要した人件費を合計すると、別表1「会員募集費集計表」の「直営支社」欄の「固定給」、「歩合給」及び「交通費」欄のとおりである。これらの各欄に記載の金額は専ら互助会会員募集のために費やされた費用と評価されるべきものであり、その金額は、平成22年、同23年の平均で言えば、互助会契約獲得1件につき、固定給部分5万0007円、歩合給部分2万0635円、交通費約4272円、合計約7万4914円である。

また、直営支社の営業パート社員や協力員に対して支払われる集金業務に対する手当の合計額は別表2「会員管理費集計表」の「集金費用」欄の「集金(直営支社)」欄に記載のとおりである。

(1) 代理店による会員募集・管理に要する人件費

a 募集手数料の金額の設定

控訴人セレマの代理人に対する支払の基本は、代理店方式という法形式からして、互助会契約獲得本数に対して支払われる募集手数料となる。その額は、代理店ごとに設定されるクラス、及びクラスの中で、直近3か月の獲得契約本数及び婚礼誘致率に応じて3か月ごとに設定されるランクに応じ、大きくは「新規」、「エリア外新規」と「増口」、

更にそれを婚礼誘致付きか否かで分け、かつ互助会会員のP、R等のコース別に設定される。

b 募集手数料の中途解約時の返還

原判決が指摘するように、募集手数料は当該互助会契約が中途解約された場合には控訴人セレマに返還される建前とはなっている。しかし、これは正に建前上のものであって、貢献されることを意図したものではなく、代理店の廃業や店長の交代等もあって現実にも貢献されていない。

こうした事実上の返還不能のみならず、控訴人セレマとしても、平成17年10月、同月以前の入会に関しては、中途解約された場合の返還を5割に限ることとしたほか、平成20年9月には、滋賀事業本部管轄の大規模代理店についてであるが、同月以前の互助会契約に関しては、中途解約時の返還を3割に、同月以後の互助会契約に関しては5割に限ることとした。

募集手数料の中途解約時の全額返還は建前にすぎないことは、数字に照らしても明らかである。すなわち、互助会入会1件当たりに支払った募集手数料の平均額は、平成22年、同23年の平均で約3万0563円であるのに対し、返金額を解約本数で除した金額は、上記両年の平均で約1万1077円であり、支払った募集手数料を大きく下回っている。

よって、募集手数料の全額返還に基づき、互助会契約の中途解約により控訴人セレマが募集手数料の支払に対応する損害を被らないとした原判決は誤りである。

c 互助会契約獲得本数に連動する追加的募集手数料

まず、適宜、互助会契約獲得本数に応じて支払われる手数料が設定され、支払われている。そのうち、ほぼ継続的に支払われているもの

としては、営業手数料（営業担当が月数回の葬儀当日対応等を行うことを前提に、入会を得られた口数に応じて算出される金額が支払われるもの）、長期育成手数料（営業担当の収入を一定程度確保するとともに、その営業活動に対するインセンティブを付与することを目的として設定されている手数料）、バス（テレ）活手数料（営業パート社員の稼働日数と入会口数に応じて支払われる手数料）、アンケート手数料、集客手数料、旬給・週給手数料（店長見込みあるいは営業担当として入社した者に対して研修期間の間、例えば、10日あるいは1週間ごとに入会2口を獲得することを目標とし、各期間の目標達成に対して4万～8万円を支払う手数料）、及び強化手数料（代理店の営業社員のうち、その都度決められる営業成績基準を充足した者を控訴人セレマが費用を負担して実施する旅行等に招待する費用）がある。これらは、互助会契約獲得本数に連動して金額が定められており、いわば追加募集手数料的な要素を含むものである（以下「追加募集手数料A」という。）。

d 営業活動促進・経営支援目的の各種手数料

上記以外にも、互助会契約獲得本数に直接連動しないものの、代理店の営業活動を促進し、あるいは代理店の経営を支援する目的で、バス（テレ）活手数料、アンケート手数料、TX法事手数料、TI成人式手数料、代理店育成手数料、営業育成手数料などの各種手数料が支払われている（以下「追加募集手数料B」という。）。

e 代理店による訪問集金手数料

代理店は、会員募集のほか、月掛金の訪問集金その他会員の契約締結後のケアも担当している。そのうち、訪問集金に対しては、直営支社同様、個別に1件100～1000円程度の手数料が設定されている。

f まとめ

控訴人セレマの代理店による会員募集に要した人件費を合計すると、別表1「会員募集費集計表」の「代理店」欄の「募集手数料」、「解約返金」、「追加募集手数料A」及び「追加募集手数料B」欄のとおりである。これらの各欄に記載の金額は専ら互助会会員募集のために費やされた費用と評価されるべきものであり、その金額は、平成22年、同23年の平均で言えば、互助会契約獲得1件につき、募集手数料のうち解約返金されていない部分約1万9486円、入会獲得契約件数に連動した追加募集手数料Aとして約1万7001円、入会獲得契約件数に連動しない追加募集手数料Bとして約1万9140円、合計約5万5627円である。

(イ) 会員募集・管理に要する人件費（まとめ）

控訴人セレマは、上記(イ)、(イ)のとおり、直営支社・代理店が獲得した会員が互助会契約を解約した場合、平均して少なくとも上記募集・管理に要した人件費の金額分の損害を被るものである。それについて、解約した会員を含めた会員全員に対し、応分の負担を求めるとは何ら不当なことではない。

これに加え、直営支社・代理店が会員募集や管理活動を行うには、店舗賃料、車両・燃料代、電話等の通信費その他の費用も当然要するものである。

全互協が定める標準約款では、募集手数料として上限2万2400円との基準が定められており、セレマ解約手数料もこれを遵守するものであるところ、控訴人セレマが実際に直営支社による1件の会員募集のために負担している金額は、人件費だけでもこの金額をはるかに上回ることは明らかである。したがって、控訴人セレマが解約手数料のうち、募集費用として、上記の標準約款に従い、2万2400円を上限とする定

めを置いていることは何ら不合理ではない。

会員管理費についても、昭和59年の標準約款改訂による基準は、集金費用として月250円を上限として定めているが、これは会員となつた後の契約履行のために要する費用を代表するものとして認められたものというべきであり、集金費用を含めて上限を遵守する限りにおいて、集金費用以外の費用を考慮することを認めないという趣旨ではない。

(二) 会員募集に要するそれ以外の費用

会員募集に要する上記以外の費用として、約款、パンフレット、親睦会規則、入会申込書、申込書記入例、確認書、会員証ケース、自動払込利用申込書、加入者証といった入会関係書類の作成費用がある。上記各書類等の作成に要する費用は1会員当たり約440円である。

また、控訴人セレマは、代理店から入会数を日単位あるいは10日単位で集計して控訴人セレマに報告する際に使用される書類の作成費用も支払っているが、それに要する費用は1会員当たり約6円である。

(三) 会員管理に要するその他の費用

原判決は、銀行口座振替による支払による費用につき1件1月当たり58円と認定しているが、銀行口座が残高不足で振替不能となった場合等に通知を送付する費用として1件50円の郵送代がかかること、数は少ないので、訪問集金に要する費用が存することからすると、集金費用は1会員当たり月額60円を下らない。

その他、会員管理に要する費用として、支払継続に対する手数料（月掛金3000円以上のコースの会員については月額72円、月掛金3000円未満のコースの会員については月額51円）、割賦販売法に定める前受金保全措置義務の履行に要する費用並びに全互協の運営する役務保証機構及び契約者保護機構への参加に伴う費用（1会員当たり約42.8円）、システム開発、維持、運営費用（1会員当たり約23.5円）、

消費者センター運営費用（1会員当たり約21.9円）、各種郵便物作成・送付料（1会員当たり、情報誌につき約9.81円、支払状況の通知につき約4.46円）といったものがある。

(四) 会員管理に要する人件費以外の費用（まとめ）

会員管理に要する人件費以外の費用を合計すると、月掛金3000円以上のコースの会員の場合、約234.5円、月掛金3000円未満のコースの会員の場合、約213.5円となる。これらの金額には、会員管理に要する人件費は含まれておらず、また、控訴人セレマが会員管理のために要する費用の全てが網羅されているわけではないが、人件費部分を加えると月250円を超える費用を要していることは明らかである。

こうした実態に鑑みれば、控訴人セレマが、解約手数料のうち、会員管理費用として標準約款に従い、月額250円ないしは100円を請求する旨の定めを置いていることは何ら不合理ではない。

(4) 控訴人らくらくの本件会則は有効であること

ア 原判決の事実認認

本件会則では、会員が加入契約の解約申出時までに享受した会員特典相当額を控除した残額（以下「残存既払金」という。）について、①その全額をらくらく利用券として交付するか（なお、現在は利用券引替証書を交付するという運用がされている。）、②所定の解約手数料を控除した残額を金銭にて支払うかのいずれかの方法により返金をしている。原判決は、このうち②のみを「らくらく解約金条項」と呼んで、同条項につき消費者契約法9条1号に基づき無効であると判断した。

しかし、原判決は、らくらくクラブの加入者（以下「本件クラブ会員」という。）が、クラブ加入契約について事由の如何を問わず解約できることを明示していることを看過している。そして、らくらく利用券取得契約である本件積立契約を解約する際には、会員は上記①の方法により残存既払

金の全額をらくらく利用券として取得することができる。らくらく利用券は、控訴人らくらくの提供するサービス以外にも、ホテルの宿泊料金、新幹線等の特急券・乗車券、旅行代金の支払等に充てることができ、有効期間も発行日から30年とされており、実質的には金銭と同様の価値を有する。したがって、本件クラブ会員は、残存既払金の返金に際して本件会則所定の解約手数料の控除をされたくなれば、上記①の方法による返金を指定すればよいだけである。

以上のとおり、控訴人らくらくは、会員に解約の自由を認めた上、解約時の残存既払金についても実質上金銭と同様に使用できる金券の形でその全額を返金しているのであるから、このような会員の利益にかなった解約処理が消費者契約法9条1号に違反するというのには不当である。

イ 本件クラブ会員の特典

本件クラブ会員には、控訴人セレマ及び控訴人らくらくの関連会社である旅行会社の企画する旅行に格安で参加できるほか、一般検診、CT検査等の医療検診を割引価格で受けられるという特典がある。

本件クラブ会員は、こうした特典の存在を踏まえ、これらを享受しようとして入会するものであり、解約を申し出た際、敢えて全額返還される方法を選択せずに、解約手数料を支払った上での現金での返還を求めながら、その解約手数料が不当に高いなどと主張することは許されない。

ウ 事務手数料の支払

原判決は、本件クラブ会員が月額150円の事務手数料を支払っているとして、これをもって控訴人らくらくの負担する会員から支払われる月掛金の振替費用等は賄われると認定する。

しかし、本件クラブ会員が同時に控訴人セレマの互助会員である場合には、上記事務手数料の支払は免除されるところ、現在約7万5000口の本件クラブ会員のうち、控訴人セレマの互助会員でない者は、わずか個人

会員5名、法人会員5口（2法人）のみである。

よって、本件クラブ会員が上記事務手数料を支払っていることをもって、控訴人らくらくの会員募集・管理費用等の一部が賄われるという事実認定は、本件クラブ会員約7万5000口のうちわずか10口に当たる事実をもって全体を論じるものであり、誤りである。

4 当審における控訴人らの主張に対する被控訴人らの反論

(1) 消費者契約法12条3項ただし書き及び同法11条2項の適用に関する控訴人セレマの主張について

ア 割賦販売法6条1項3号の類推適用のこと

割賦販売法6条1項3号は割賦販売に関するものであり、前払式特定取引に関するものではないこと、消費者契約法の立法趣旨からすれば同法がなるべく広く適用されるべきであること等からすれば、同号の類推適用は否定されるべきである。

控訴人セレマは、特定商取引法が平成20年に改正され、指定商品、指定役務制度が廃止されたことから、消費者契約法による保護と特定商取引法による保護の差が生じるなどと主張する。

しかし、特定商取引法10条1項4号は割賦販売法6条1項3号と同様の規定であるから、特定商取引法10条1項4号によってもセレマ解約金条項は無効であり、消費者契約法9条又は同法10条に該当し、かつ割賦販売法6条1項3号に該当する部分が差止めの対象となるのと同様に、差止めの対象となるというべきである。

また、控訴人セレマは、ローン提携販売について割賦販売法6条1項3号の類推適用を認めた判例があることから、本件のような前払式特定取引についても類推適用を認めるべきであると主張するようである。

しかし、同号が類推適用されたとしても、本件において差止めの対象となることには変わりがない。

また、ローン提携販売は、代金分のローンを負担するという点で割賦販売とその経済的機能が変わらないため類推適用の基礎があるとも考えられるが、冠婚葬祭互助会の前払式特定取引は対象となる役務も特定されておらず、儀式の施行代金額も決まっておらず、ただ積み立てる額だけが決まっているというものであるから、特定の目的物や目的役務についての代金債務の信用を得るという割賦販売やローン提携販売とは異なり、類推適用の基礎を欠くというべきである。

イ 割賦販売法自体が消費者契約法 12 条 3 項ただし書の「他の法律の規定」及び同法 11 条 2 項の他の法律にある「別段の定め」に当たるとの解釈について

前記のとおり、割賦販売法が適用されるとしてもセレマ解約金条項が差止めの対象となることには変わりがない。

さらに、前記のとおり消費者契約法はなるべく広く適用されるべきであり、同法は割賦販売法とは異なる規範を定めているのであるから、この点からも消費者契約法の差止対象とすべきである。

ウ 特定商取引法 10 条 1 項 4 号の適用について

控訴人セレマは、特定商取引法 10 条 1 項 4 号が消費者契約法 12 条 3 項ただし書の「他の法律の規定」及び同法 11 条 2 項の他の法律にある「別段の定め」に該当すると主張するが、そもそも訪問販売でない契約については適用がないため、同部分には消費者契約法が適用され、差止めの対象となることは明らかである。

また、特定商取引法によってもセレマ解約金条項は無効であり、差止めの対象となることは既に述べたとおりである。

さらに、特定商取引法の規定は消費者契約法とは異なる規範を定めており、消費者契約法の適用を排除する趣旨ではないから、この点からも、消費者契約法 12 条 3 項ただし書の「他の法律の規定」及び同法 11 条 2 項

の他の法律にある「別段の定め」には当たらないというべきである。

(2) 標準約款等を基準とすべきでないこと

控訴人セレマは、セレマ解約金条項の適法性については割賦販売法の基準に基づき判断すべきであり、仮に消費者契約法 9 条 1 号の基準に基づき判断する場合においても、全互協が定める標準約款等に準拠しているか否かが決定的要素であるというべきであり、セレマ解約金条項が全互協の標準約款等に準拠したものであることに鑑みれば、その余を論じるまでもなく適法であることは明らかであると主張する。

しかし、消費者契約法 9 条 1 号は、平均的な損害について、飽くまで「当該事業者に生ずべき」損害としており、同種事業者に生ずべき損害とは規律していない。そうであれば、同種事業者の団体である全互協が定める標準約款等の解約手数料条項に依拠していれば、その余を論ずるまでもなく、当該事業者である控訴人セレマに生ずべき平均的な損害を超えるものではないというような同控訴人の主張は、論理的にみて破綻している。

そもそも、このような標準約款等は、事業者側が作成したものである。また、約款の作成に当たって、行政機関と協議が行われたといつても、例えば消費者庁のような行政機関が消費者保護の視点からその合理性を検討した事実は認められない。そのため、全互協が定める標準約款等の解約手数料算定期では、契約募集のための人件費といった本来企業活動をする上で当然に生じる費用に関しても全て損害であるという、消費者側からすれば不合理な発想から始まっている。

特に、控訴人セレマの契約形態は、そのほとんどが代理店による訪問販売形式ということである。そうであれば、控訴人セレマにおいては、代理店に対する支払こそが、例えば自社の営業課従業員に対する給与・賞与の支払と同じであって、人件費そのものである。

また、控訴人セレマは、「セレマは、代理店方式の下、代理店がある者と互

助会契約を締結できた場合には、当該代理店に対して所定の募集手数料を支払うこととしているが、募集手数料の計算式は代理店が獲得した互助会契約1つずつに対応関係があるものではなく、代理店の成績基準の1つであり」（控訴理由書60頁）と述べている。このとおり、代理店に支払う所定の募集手数料は、一人一人の消費者の契約に対応するものではなく、全体的な人件費である。しかも、原審でも認定されているとおり、中途解約があった場合には、代理店から控訴人セレマに対して一定額の返金・ペナルティが発生することとなっており、結局のところ、消費者から中途解約があったところで、控訴人セレマには損失が生じないような代理店契約の形態となっているのである。

以上からすれば、控訴人セレマには、消費者から冠婚葬祭の施行の請求すらない段階において、中途解約によって損害が生じるとは考えられず、仮に損害が生じたとしても既に支払済みの500円の入会金を超える「平均的な損害」は発生しないというべきである。

(3) 消費者契約法9条1号の「平均的な損害」に関する控訴人セレマの主張の誤り

ア 「平均的な損害」の捉え方

控訴人セレマは、本件の解約手数料の問題は、互助会事業を構成する、①会員募集、管理業務、②冠婚葬祭サービス自体の提供業務、③冠婚葬祭自体ではない、それに伴う飲食物、生花の提供等の附帯サービス業務、④葬儀場の提供業務のうち、①のみに関する問題である旨主張する。

しかし、会員の募集・管理自体が控訴人セレマの営業活動の一環にすぎない。控訴人セレマをはじめとする互助会契約では、互助会契約分だけでは葬儀ができないという苦情が多いが、控訴人セレマでも、会員が葬儀を行う際には掛金だけでなく追加料金を支払うことが多いようであり、互助会方式については、顧客の確保（囲い込み）が営利法人である控訴人セレ

マの大きな目的なのである。そうであれば、営業に要する費用はどの企業でも必要な経費であり、しかも互助会契約においては儀式の施行日、施行場所は全く決まっていない段階で解約するのであるから、消費者契約法9条1号の「損害」は生じないというべきである。

イ 人件費は「平均的な損害」といえないこと

人件費は、企業活動をするに当たって当然に発生するものであり、企業はこうした不可避的なコストを考慮した上で、商品や役務の料金を設定している。つまり、人件費といったコストは既に商品や役務の料金において回収されているのであって、これを中途解約に伴う損害と考えることはできない。

控訴人セレマは主に代理店方式で企業活動を行っているが、ここでいう代理店は営業の効果の面からは自社の従業員と同じであって、代理店に支払われる募集手数料も、従業員に支払われる給与と同じである。このことは、控訴人セレマ自身も、「経営合理化の観点からむしろ積極的に営業店舗の代理店化（別法人化）を推進し…募集業務の大半を代理店方式で行っている。」「結局のところ、各代理店は、別法人とはいえ、少なくとも現状では、実態として、セレマから完全に独立して経営されている企業体というのは程遠く、セレマの各事業部の営業課長の監督下にある直営店とさほど変わりはない。」（控訴人セレマの平成24年4月12日付け準備書面11～12頁）と認めており、代理店は自社の従業員と同じであるとしている。

したがって、代理店に支払われる費用も、結局のところ、従業員に対する給与と同様であって人件費そのものといえるのであるから、これを中途解約に伴って生じる損害と考えることはできない。

なお、控訴人セレマは、新規契約本数の達成目標を課し、新規契約が多ければ給与が上がり、解約が多ければ給与が下がる、いわば能力主義の給与体系を採用しているが、このような従業員に対してインセンティブを付

とする給与体系を採用するかどうかは当該企業の選択次第なのであるから、この方式を採用したからといって、そのインセンティブ支払を損害とみるべきではない。そもそも、控訴人セレマは、給与査定や募集手数料に関し、解約をマイナス査定要素としたり、返金対象としたりしているのであるから、いずれの意味にせよ控訴人セレマに解約に伴う損害が発生することはあり得ない。

さらに、控訴人セレマは、追加募集手数料が損害であるとして、當担手数料、長期育成手数料、バス（テレ）活手数料、アンケート手数料、集客手数料、旬給・週給手数料、強化手数料、T X法事手数料、T I成人式手数料、代理店育成手数料、當担育成手数料などの各種手数料が存在することを指摘するが、これらは、単に営業成績によって金額が変動するというだけの話であって、変動するものは全て損害に該当するというのは極めて乱暴な論理構成である。これらは営業に要する費用であって、個別の消費者の解約によって生じる「損害」ではないというべきである。

ウ 人件費以外の費用も「平均的な損害」でないこと

（ア）会員募集に要するそれ以外の費用について

控訴人セレマの主張する約款、パンフレット、親睦会規約などは、会員になる、ならないにかかわらず発生する費用であって、一消費者の中途解約に伴って生じる損害ではない。

そして、入会申込書は単価18円にすぎず、会員証も単価12円にすぎない（乙107参照）。ほかにも書類の作成を要するとしても、こうした書類の実費は10円程度にしかならないはずである。

これらは、一応は契約事務等の実費に該当するとも考えられるが、これらの費用は入会金500円で十分に賄われているものである。

控訴人セレマは入会金500円につき懇親会費であると主張するが、何ら証拠に基づかない主張である。通常入会金といえば、入会に伴う事

務手数料であるとの理解が一般的である。

（イ）会員管理に要するその他の費用について

控訴人セレマは、振替不能通知の送付費用1件50円や訪問集金に要する費用が存在するなどと主張するが、顧客に対する通知は顧客を維持・獲得し続けるための営業費用といえるし、訪問集金はほとんど行われておらず、いずれにしても、これらは中途解約した消費者に負担させるべき損害ではあり得ない。

支払継続に対する手数料は、自らの売上げや利益の増大のため、従業員と同視し得る代理店に対してインセンティブを付与する営業費用であって、控訴人セレマが自らの判断で自らのためのインセンティブを付与したからといって、これを消費者に転嫁すべき損害とみることはできない。

互助会会員の保護措置に関する費用、システム開発、維持、運営費用、各種郵送物作成・送付料等の費用は、いずれも営業を行って行く上で不可避的に生じるコストであって、中途解約に伴い発生する損害として消費者に転嫁すべきものではない。

エ まとめ

以上によれば、控訴人セレマには、消費者から冠婚葬祭の施行の請求すらない段階において、中途解約による損害が生じるとは考えられず、仮にわずかに損害が生じたとしても、既に支払済みの500円の入会金を超える「平均的な損害」は発生しないというべきである。

（4）控訴人らくらくの主張について

控訴人らくらくは、会員に解約の自由を認めた上、解約時の残存既払金についても実質上金銭と同様の形で使用できる金券の形でその全額を返金しているから、本件会則は消費者契約法9条1号に反しないと主張する。

しかし、控訴人らくらくの発行するらくらく利用券は、同控訴人が破産し

あるいは営業を停止すれば利用することができず、旅行以外の用途に使用できないことからすれば、現金と信用力が全く異なるものであることは明らかである。そもそも、控訴人らくらくは当初らくらく利用券でしか返金をしていなかったのを現金で返金するようになったのは、多くの消費者からのクレームを受けてのことであり、このことからも上記の主張が失当であることは明白である。

そして、原判決が認定するとおり、事務手数料150円で「平均的な損害」は賄われている。

控訴人らくらくは、7万5000口のうちわずか10口しか控訴人セレマの互助会員でない会員はいないと主張するが、同控訴人のらくらく加入契約は控訴人セレマの互助契約と抱き合せで販売されているものである。しかも、両社は役員も重なっている同族会社であることから、両社の利益は実質的に重なっている。このため、営業上の目的から互助会の会員の事務手数料を徴収していないものであり、これは控訴人らくらく自らの判断によるものであるから、これをもって損害が生じているとは解されない。また、振替が控訴人セレマと同時に行われているのであれば振替手数料もかからない。これらの事情からすれば、本件で控訴人らくらくに損害は生じないというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 セレマ解約金条項に関する消費者契約法12条3項ただし書及び同法11条2項の適用の有無（争点(1)）について

(1) 割賦販売法6条1項3号の類推適用の可否

控訴人セレマは、平成20年法律第74号による特定商取引法の改正経緯及びこれに関する所管官庁（経済産業省）の担当部局の認識や、ローン提携販売について割賦販売法6条の類推適用を認めた最高裁判決の存在を理由に、同法2条6項2号の前払式特定取引に分類される本件互助契約の解約金条項

（セレマ解約金条項）について、前払式割賦販売に関する同法6条1項3号が類推適用される旨主張する。

控訴人セレマの上記主張は、セレマ解約金条項は全互協の定める標準約款に準拠するところ、同約款の解約手数料に関する定めは割賦販売法6条1項3号にいう「契約の締結又は履行のために通常要する費用の額」を超えないものと認識していたことを前提とするものであるが、証拠（甲14）によれば、上記の法改正に際し特定商取引法及び割賦販売法の解釈運用について平成20年12月1日付けで経済産業省大臣官房商務流通審議官が発した書簡では、「契約の締結のために通常要する費用」として、書面作成費や印紙税等が、「契約の履行のために通常要する費用」として、代金の取立ての費用、催告費用等が例示されているにとどまり、本件で問題となっている募集費用等には言及がないことが認められるから、上記の改正経緯に照らして類推の基礎があるという控訴人セレマの主張は前提を欠く。

また、控訴人セレマが引用する最高裁昭和51年11月4日判決は、割賦販売法2条2項のローン提携販売において、買主が代金支払のための売主の保証のもとに金融機関から割賦払の約定で借り受けた金員を代位弁済した売主に対する求償債務の支払を遅滞し、売主が留保所有権行使して商品を取り戻した場合において、買主が求償債務を一時に支払うべきときは、求償債務に対する遅延損害金について同法6条が類推適用される旨判示したものであって、ローン提携販売一般に同条が類推適用されたものではなく、ましてや前払式特定取引について同条が類推適用される基礎があることを示唆するものでないことは明らかである。

割賦販売法が前払式特定取引について、同法6条1項3号のような規定を置くことが可能であったにもかかわらず、そのような規制の方法を探らなかつたことに鑑みると、同法は前払式特定取引の損害賠償等の請求につき、同法6条1項3号のような制限をあえて定めなかつたものと解するのが相当で

ある。したがって、セレマ解約金条項について、割賦販売法6条1項3号の適用がないことはもとより、これを類推適用することもできない。

(2) 割賦販売法自体が消費者契約法12条3項ただし書の「他の法律の規定」等に当たるとの主張の当否

控訴人セレマは、割賦販売法6条1項3号の類推適用が認められないとしても、同法そのものが消費者契約法12条3項ただし書の「他の法律の規定」及び同法11条2項の「別段の定め」に当たる旨主張する。

しかし、上記各条項にいう民法及び商法以外の「他の法律の規定」ないし「別段の定め」とは、その文言や規定の趣旨に照らして、個別法の具体的な規定を指すものと解すべきであるから、割賦販売法という法律それ自体が上記の「他の法律の規定」及び「別段の定め」に当たるとすることはできない。

(3) 特定商取引法10条1項4号の適用の可否

控訴人セレマは、本件互助契約のうち、特定商取引法2条1項にいう訪問販売の方法により締結されるものについては、同法10条1項4号が消費者契約法12条3項ただし書の「他の法律の規定」及び同法11条2項の「別段の定め」に該当する旨主張する。

特定商取引法10条1項4号は、訪問販売における売買契約又は役務提供契約の解除が商品の引渡し等又は役務の提供の開始前である場合に、当該契約の解除による損害賠償の予定等の額を、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額及びこれに対する法定利率による遅延損害金の限度に制限する旨の規定であり、消費者契約法9条1号と異なる要件を定めるものであるから、同法12条3項ただし書の「他の法律の規定」及び同法11条2項の「別段の定め」に該当する。

したがって、本件互助契約のうち、特定商取引法2条1項にいう訪問販売の方法により締結されるものについては、特定商取引法10条1項4号が優先的に適用され、当該契約の解除による解約手数料（セレマ解約手数料）の

額が契約の締結及び履行のために通常要する費用の額に制限されることになる（消費者契約法11条2項、特定商取引法10条1項柱書）。

また、特定商取引法10条1項4号に違反しない契約条項を含む契約の締結行為については、差止請求をすることはできない。

したがって、差止請求についていえば、訪問販売の方法により締結される本件互助契約については、特定商取引法10条1項4号の要件該当性を、訪問販売の方法によらずに締結される本件互助契約については、消費者契約法9条1号の要件該当性を判断すべきであり、両方についてその要件を満たす場合に、差止請求が認められることになる（同法12条3項ただし書）。

2 セレマ解約金条項の効力（争点(2)）について

(1) 判断の基準

被控訴人らは、セレマ解約金条項の効力を消費者契約法との関係において論じ、同条項は同法9条1号及び同法10条に違反する旨主張するのに対し、控訴人セレマは、セレマ解約金条項の効力は第一次的には割賦販売法の基準（同法6条1項3号）に照らして判断すべきであると主張する。

控訴人セレマの上記主張は、セレマ解約金条項は全互協の標準約款に準拠しているところ、同約款の定める解約手数料が割賦販売法6条1項3号の定める基準を充足していることを理由とするものであるが、前記1(1)で説示したとおり、全互協の標準約款の定める解約手数料が割賦販売法6条1項3号の定める基準を充足しているかどうか自体について疑問がある上に、仮に同約款が昭和58年当時の標準的な契約金額が12万円であるとの実態調査の結果を踏まえて所管官庁と協議した結果制定されたものであり、控訴人セレマが同約款の定める解約手数料が割賦販売法6条1項3号の定める基準を充足している旨認識していたとしても、遅くとも消費者契約法が施行された平成13年4月1日以降は、セレマ解約金条項に割賦販売法6条1項3号を類推適用することができない以上、同条項の効力については、消費者契約法8

条ないし同法10条に照らして判断すべきである。控訴人セレマの主張は独自の見解であって、採用することができない。

(2) 消費者契約法9条1号該当性

ア 「平均的な損害」について

消費者契約法9条1号にいう「平均的な損害」とは、同一事業者が締結する多数の同種契約事案について類型的に考察した場合に算定される平均的な損害の額を指し、具体的には、解除の事由、時期等により同一の区分に分類される複数の同種の契約の解除に伴い、当該事業者に生じる損害の額の平均値をいうものと解される。

本件互助契約は、消費者が将来行う冠婚葬祭に先立って、所定の月掛金を前払いして積み立てることにより、消費者は冠婚葬祭の施行を受ける権利を取得し、控訴人セレマは、消費者の請求により冠婚葬祭の施行をする義務を負う役務提供契約である。そして、控訴人セレマは、会員が上記月掛け金を所定の回数支払い終わるか、又は契約金額から支払済み月掛け金総額を除いた残額を一括して支払った場合には、当該会員の請求によって直ちに冠婚葬祭を行う義務を負うこととされている(甲4,5により認められる。)。

そうすると、控訴人セレマは、本件互助契約の締結により冠婚葬祭に係る抽象的な役務提供義務を負っているものの、消費者から冠婚葬祭の施行の請求を受けて初めて、当該消費者のために冠婚葬祭の施行に向けた具体的な準備等を始めるものである。

以上によれば、具体的な冠婚葬祭の施行の請求がされる前に控訴人セレマとの間の各互助契約が解約された本件においては、損害賠償の範囲は原状回復を内容とするものに限定されるべきであり、具体的には契約の締結及び履行のために通常要する平均的な費用の額が、「平均的な損害」となるものと解される。そして、上記の平均的な費用（経費）の額というのは、現実に生じた費用の額ではなく、同種契約において通常要する必要経費の

額を指すものというべきであり、ここでいう必要経費とは、契約の相手方である消費者に負担させることが正当化されるもの、言い換れば、性質上個々の契約（消費者契約）との間において関連性が認められるものを意味するものと解するのが相当である。

イ 具体的な検討

被控訴人らは、控訴人セレマは解約の時点では個々の契約の履行に向けた具体的な準備行為をしておらず、経済的出損もしていないから、「平均的な損害」は生じていないと主張するのに対し、控訴人セレマは具体的な費用の項目を挙げて、それらを合計したものが「平均的な損害」であると主張する。

そこで、以下では、控訴人セレマが主張している個々の費用の項目について上記の観点から「平均的な損害」に含まれるか否かを検討する。

（ア）会員の募集・管理に要する人件費

控訴人セレマは、直営支社、代理店のそれぞれについて、会員募集や管理のため要する人件費、募集手数料（代理店の場合）が経費としてかかっており、会員が互助会契約を解約した場合、少なくとも上記募集・管理に要した人件費相当分の損害（互助会契約の獲得1件当たり、直営支社につき約7万4914円、代理店につき約5万5627円）を被ることになるから、これは「平均的な損害」に含まれると主張する。

証拠（乙100、101の1～4、102、103、104の1～2、105、106）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人セレマは、直営支社については、別表1の「直営支社」欄記載のとおり、1件当たり約7万4914円を人件費及び交通費として支払っている計算になること、代理店については、別表1の「代理店」欄記載のとおり、1件当たり約5万5633円を募集手数料等として支払っている計算になることが認められるが、これらの経費は、本件互助契約を締結し、その後解約

した一人の消費者のみならず、その他の会員や会員以外の顧客の関係でも生じ得る一般的な費用であって、個々の契約との関連性は認められないか、認められるとしても極めて希薄である。したがって、これらの経費（人件費）は控訴人セレマの事業の運営にかかる一般的な経費であつて、「平均的な損害」に含まれる上記の意味の必要経費には当たらないというべきである。

(イ) 会員募集に要するその他の費用

控訴人セレマは、会員募集に関して上記ア以外に、約款、パンフレット、親睦会規則、入会申込書等の入会関連の書類を作成しており、これらの書類の作成費用が経費としてかかっていると主張する。

証拠（乙107の1～13）によれば、控訴人セレマは会員の募集に関して、別表1の「約款、パンフレット、会員証等入会関係書類作成費用」欄記載のとおり、約款、パンフレット、親睦会規則、入会申込書、申込書記入例、確認書、会員証ケース、自動払込利用申込書、加入者証といった書類を作成しており、その作成費用として1会員当たり合計440.2円を支払っていることが認められる。

上記費用は、個々の契約との具体的な結びつきが認められ、同業他社でも通常支出をしているものと考えられるから、上記の意味の必要経費として「平均的な損害」に含まれる。

なお、控訴人セレマは、代理店から入会数を日単位あるいは10日単位で集計して控訴人セレマに報告する際に使用される書類の作成費用（1会員当たり約6円）を支出していると主張するが、上記費用は控訴人セレマの通常の業務の過程で生じる費用であり、個々の契約との関連性は認められないから、上記の意味の必要経費に含まれない。

(ウ) 会員管理に要するその他の費用

控訴人セレマは、会員管理に要する費用として、別表2の各欄に記載

のとおり各種の費用を支払っており、その金額は1ヶ月当たり、月掛金3000円以上の会員については234.53円、月掛金3000円未満の会員については213.53円となると主張する。

上記の費用のうち、「集金費用」、「全日本ニュース作成・送付費用」及び「入金状況通知」を除くものは、控訴人セレマが、代理店に対しインセンティブを与えるため、互助会の経営破綻リスクに備えて会員を保護するため、あるいは互助会組織を維持運営するためといった目的の実現に必要であると判断して支払をしているものであり、個々の契約との関連性が認められない一般的な経費であるから、上記の意味の必要経費に当たらない。

他方、「集金費用」、「全日本ニュース作成・送付費用」及び「入金状況通知」については、個々の契約との関連性が認められ、会員の管理に要する費用として、同業他社でも通常支出をしているものと考えられるから、上記の意味の必要経費に当たる。

証拠（乙118の1～4、153、154の1、2）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人セレマは、「集金費用」として、月掛金振替手数料58円と振替不能となった場合の通知の送付費用（1件50円の郵送代）2円を合わせて60円、「全日本ニュース作成・送付費用」として、毎年2回会員向けに発行される冊子である「全日本ニュース」の作成・送付費用9.81円、「入金状況通知」として、毎年12月に11月分までの支払状況を集金中の会員に通知する費用4,46円（いずれも会員1人当たりの金額）を支払っていることが認められ、これらの費用は「平均的な損害」に含まれる。

(エ) 親睦会費について

証拠（乙151、152）及び弁論の全趣旨によれば、本件互助契約を締結した会員はセレマ親睦会の会費として500円を支払うものとさ

れていること、親睦会員には上記の「全日本ニュース」が送付されるほか、婚礼又は葬儀の施行時に使用することができる使用期限のない500円のサービス券が付与されること、上記の会費は互助契約を解約等した場合にも返金されないことが認められる。

上記認定の事実に上記サービス券の作成・送付等には相応の費用を要することを考え合わせると、親睦会費の500円は、前記(イ)の費用である440.2円にサービス券の作成・送付等の費用を加えた金額にほぼ匹敵するものと考えられる。

(オ) まとめ

以上によれば、本件互助契約において、消費者契約法9条1号の「平均的な損害」に含まれるものは、月掛金を1回振り替えるたびに控訴人セレマが負担する振替費用60円、並びに年2回の「全日本ニュース」及び年1回の入金状況通知の作成・送付費用14.27円（1年当たりの金額）ということになる。

ウ 控訴人セレマの主張について

(ケ) 控訴人セレマは、互助会事業を独立した事業として維持し運営していくためには、事業の運営に必要な解約手数料、すなわち他の会員に不利益を及ぼさないために必要な解約手数料を控除することが許容されるべきであり、当該解約手数料は性質上「平均的な損害」に含まれる旨主張する。

証拠（甲4、5、乙57、58、62、63、145）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人セレマは、互助会として発足した当初は、会員の募集・管理業務のほか、冠婚葬祭サービスの提供業務を行っていたが、昭和38年頃から式場設備を整備・所有して、冠婚葬祭自体ではない、それに伴う飲食物、生花の提供等の附帯サービスや葬儀場の提供業務を行うようになったこと、その後、人件費その他の経費の負担を考慮し、

冠婚葬祭やそれに附帯するサービスについては下請けないし業務委託の形態を探るようになり、会員の募集・管理についても平成20年2月頃から営業店舗を代理店化（別法人化）し、現在では直営店3店舗以外は代理店方式で運営していること、しかしながら、控訴人セレマは、現在においても、月掛金を受領して、その対価として月掛金額に応じた必要最小限の冠婚葬祭サービスを会員に提供するという互助会事業の根幹というべき事業を依然として行っていることが認められる。

上記認定事実によれば、控訴人セレマが行っている事業は互助会事業と冠婚葬祭事業に区分されること、互助会事業を維持・運営するに際して必要な会員を募集し、管理する必要があり、そのために経費がかかることは、控訴人セレマの主張のとおりであると認められる。

しかし、証拠（乙20～23、32、40、41、63、119）によれば、控訴人セレマは現に互助会事業と冠婚葬祭事業の両方を営んでおり、収益と費用は最終的には事業全体を通じて計上されていること、控訴人セレマにおいて、互助会会員の施行する儀式（婚礼と葬儀）のうち葬儀の占める割合は約90%以上であること、葬儀の施行件数のうち互助会会員の葬儀の占める割合は約88%（第42期（平成19年8月1日から平成20年7月31日まで）では、会員が1万1701件であるのに対し会員以外は1542件（自治体や警察の依頼による141件を除く。））であること、第42期における控訴人セレマの事業収入は約382億円、営業利益は約46億円であること、平成21年8月1日から平成23年7月31日までの間に、控訴人セレマにおいて互助会会員に対して施行する葬儀（合計2万3171件）では、1件当たりの平均売上額は約193万円（上記期間の総売上額の447億1944万3600円を施行件数の2万3171件で除した額）、差額（追加役務のために会員が支払う差額）は約158万円であることが認められる。同

売上額や差額は、Rコースの30万円、Pコースの50万円やTコースの10～70万円という積立金総額よりも相当多いものであって、以上の点からすると、控訴人セレマの事業においては、実際に互助会会員の葬儀が施行される際の事業収入が大きな比重を占めていることができる。そうすると、客観的にみると、本件互助契約の会員募集、会員管理、物的設備準備等は、葬儀施行による事業収入（追加役務の注文獲得も含む）に向けた営業活動の一環の面を強く持っていることができる。このように、控訴人セレマにおいては、互助会事業は、冠婚葬祭事業のうちの葬儀業と密接に結びつき、互助会は葬儀業の事業収入確保を担っている面があることからすれば、互助会事業がそれ自体で健全な運営ができるように収支相当となっている必要があるとまではいうことができず、互助会会員の募集・管理に要する経費を途中で解約する会員から解約手数料として当然に回収できるということにはならない。控訴人セレマの主張は理由がない。

(イ) 控訴人セレマは、生命保険契約においては、純保険料のほかに付加保険料（新契約費を含む）があり、中途解約する場合における解約返戻金の計算に当たって保険料の積立金から未回収の新契約費をも控除した額が返還されているところ、互助会事業も、保険事業と同質のものであるから同様の控除が認められるとも主張する。

しかし、保険事業においては、多大の保険者がいなければ保険が成り立たないため、解約者が発生すると代わりの保険者を募集して参加してもらう必要があるから（そうでなければ保険事業が破綻し、解約していない者の損害となる。）、新契約費は、同種契約において通常要する必要経費（個々の契約との間において関連性が認められるもの）として、解除に伴い保険事業者に生ずべき「平均的な損害の額」に含まれるといえようが、控訴人セレマにおける互助会事業が葬儀業と密接に結びつき、

互助会事業は葬儀業の事業収入確保を担っている面があるという前記実態に鑑みれば、互助会事業がそれ自体で健全な運営ができるよう収支相当となっている必要があるとまではいきができないのであって、保険事業とは異なるというべきである。

また、乙第133号証には、冠婚葬祭互助会を紹介する昭和28年ころの新聞記事として「保険に似た仕組み」との記載があるが、冠婚葬祭互助会が始まった当時の理念や実態はともかく、現在の控訴人セレマにおける前記実態に照らせば、本件互助契約に係る互助会事業においては保険事業とは異なるとの前記認定を左右するものではない。

エ 被控訴人らの主張について

被控訴人らは、会員募集に要する人件費以外の費用や会員管理に要するその他の費用は消費者の中途解約により生じる損害ではなく、仮に損害となり得るとしても、500円の親睦会費により十分賠われているから、「平均的な損害」は発生しないと主張する。

しかし、「平均的な損害」に含まれるか否かは、解約によって生じる損害か否かではなく、契約の締結及び履行のために通常要する平均的な費用の額といえるかにより判断すべきであって、前記イの費用が契約の締結及び履行のために通常必要とされるものであることは、前記認定のとおりである。被控訴人らの主張は理由がない。

(3) 消費者契約法10条該当性

被控訴人らは、セレマ解約金条項は消費者契約法9条1号のほか、同法10条にも該当すると主張する。

消費者契約法10条は、同法8条、9条に規定するもの以外で、消費者の利益を一方的に害する消費者契約の条項を無効とする旨の規定であるところ、被控訴人らは同法9条1号の損害賠償の予定等の定めに関する以外に、セレマ解約金条項が任意規定に反し、かつその違反の程度が信義則に反する程度

に達している旨の具体的な主張をしないから、消費者契約法10条に該当する旨をいう被控訴人らの主張は失当である。

(4) 特定商取引法10条1項4号該当性

前記1(3)のとおり、本件互助契約のうち、特定商取引法2条1項にいう訪問販売の方法により締結されるものについては、特定商取引法10条1項4号が優先的に適用されるところ、同号は当該契約の解除による損害賠償の予定等の額が契約の締結及び履行のために通常要する費用の額に制限される旨を定めている。ここでいう「契約の締結及び履行のために通常要する費用」は、前記(2)アで説示した具体的な債務を履行する以前に役務提供契約が解約された場合の「平均的な損害」（消費者契約法9条1号）と同じ内容のものとなる。

したがって、結論的には、本件互助契約が無効となる場合及び本件互助契約に基づく勧誘行為等が差止めの対象となる範囲は、訪問販売の方法によるものか否かを問わず、消費者契約法9条1号に関する前記(2)イの基準に照らして判断すれば足りる。

(5) まとめ

以上によれば、控訴人セレマと被控訴人ネットワークを除く被控訴人らとの間の本件互助契約については、解約時に支払済みの金額から前記(2)イ(才)の金額を超える解約金を差し引くことを内容とする部分については差止めの対象となる（消費者契約法12条3項）。

そして、同部分は同法9条1号により無効であるから、控訴人セレマは契約の相手方である上記被控訴人らに対し、不当利得に基づく返還義務を負うことになる。

上記被控訴人ら各人の不当利得の額（解約手数料相当額）は以下のとおりである。

ア 被控訴人■

控訴人セレマが差し引いた解約手数料の額である3万7950円から1回当たりの振替費用60円に第1回目を除く月掛金の払回数(81回)。第1回目の払込みは契約時にされているため振替えの対象にならない。以下、他の被控訴人らについて同じ。)を乗じた金額、及びニュース等の作成・送付費用14.27円に契約年数（7年未満のため6年として計算する。以下、他の被控訴人らについても同様。)を乗じた金額を控除すると、3万3004円となる。

(計算式)

$$37,950 \text{ 円} - (60 \text{ 円} \times 81 \text{ 回} + 14.27 \text{ 円} \times 6 \text{ 年}) = 33,004 \text{ 円}$$

イ 被控訴人■

3万3750円

(計算式)

$$38,950 \text{ 円} - (60 \text{ 円} \times 85 \text{ 回} + 14.27 \text{ 円} \times 7 \text{ 年}) = 33,750 \text{ 円}$$

ウ 被控訴人■

3万2961円

(計算式)

$$37,950 \text{ 円} - (60 \text{ 円} \times 81 \text{ 回} + 14.27 \text{ 円} \times 9 \text{ 年}) = 32,961 \text{ 円}$$

エ 被控訴人■

4万5460円

(計算式)

$$(94,350 \text{ 円} - (60 \text{ 円} \times 55 \text{ 回} + 14.27 \text{ 円} \times 9 \text{ 年})) \div 2 = 45,460 \text{ 円}$$

オ 被控訴人■

6万5130円

(計算式)

$$45,460 \text{ 円} + 21,150 \text{ 円} - (60 \text{ 円} \times 23 \text{ 回} + 14.27 \text{ 円} \times 7 \text{ 年}) = 65,130 \text{ 円}$$

カ 被控訴人■

3万6395円

(計算式)

$$42,450 \text{ 円} - (60 \text{ 円} \times 99 \text{ 回} + 14.27 \text{ 円} \times 8 \text{ 年}) = 36,395 \text{ 円}$$

キ 被控訴人 [REDACTED]

4万1081円

(計算式)

$$47,150 \text{ 円} - (60 \text{ 円} \times 99 \text{ 回} + 14.27 \text{ 円} \times 9 \text{ 年}) = 41,081 \text{ 円}$$

ク 被控訴人 [REDACTED]

2万9584円

(計算式)

$$33,450 \text{ 円} - (60 \text{ 円} \times 63 \text{ 回} + 14.27 \text{ 円} \times 6 \text{ 年}) = 29,584 \text{ 円}$$

ケ 被控訴人 [REDACTED]

3万4270円

(計算式)

$$38,150 \text{ 円} - (60 \text{ 円} \times 63 \text{ 回} + 14.27 \text{ 円} \times 7 \text{ 年}) = 34,270 \text{ 円}$$

3 らくらく解約金条項の効力（争点(3)）について

(1) 原判決の補正

次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」の第3の3の説示と同一であるから、これを引用する。

ア 37頁3行目から4行目にかけての「生じるものといえるため」を「生じるもので、個々の契約との関連性は認められないから」に改める。

イ 37頁9行目から10行目にかけての「個別の消費者との関係で因果関係を有するものとはいえない。」を「個々の契約との関連性は認められない。」に改める。

ウ 37頁19行目から20行目にかけての「主張するが」の次に「、控訴人らくらくがこれらの費用を支出した事実を認めるに足りる具体的な証拠

はない上に」を加える。

エ 37頁24行目の「前記2(6)イ記載の被告セレマの平均的損害」を「前記2(2)イ[ニ]の親睦会費」に改める。

(2) 当審における控訴人らくらくの主張に対する判断

控訴人らくらくは、本件クラブ会員は、らくらく利用券（現在は利用券引替証書）の交付を受けることにより、本件会則所定の解約手数料の控除を免れることができるのであり、このような会員の利益にかなう解約処理の方法を定めたらくらく解約金条項は消費者契約法9条1号に反しないと主張する。

しかし、上記のらくらく利用券は、控訴人らくらくが破綻することなく営業を継続している限りにおいて効力を有するものであり、現金と同様の信用力ないし交換価値を備えたものでないことは明らかであるから、会員がらくらく利用券等の交付の方法を選択することができるという事情は、所定の解約手数料の控除を認めるらくらく解約金条項が消費者契約法9条1号に反するとの判断には影響しないものというべきである。控訴人らくらくの主張は理由がない。

第4 結論

以上によれば、被控訴人ネットワークの控訴人セレマに対する請求は、消費者が控訴人セレマに対し冠婚葬祭の施行を請求する前の解約の場合に、60円に第1回目を除く払込みの回数を掛けた金額及び14.27円に契約年数（1年未満は切り捨て）を掛けた金額を超える解約金を差し引いて消費者に対し返金する旨を内容とする限度での差止めを求める限度において理由があり、被控訴人ネットワークの控訴人らくらくに対する請求（主位的請求）は理由がある。

また、被控訴人ネットワークを除く被控訴人らの控訴人セレマに対する請求は、前記第3の2(5)のアないしケ記載の金額及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

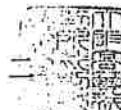
よって、原判決の控訴人セレマに関する部分は一部失当であり、控訴人セレ

これは正本である。

平成 25 年 1 月 25 日

大阪高等裁判所第 3 民事部

裁判所書記官 堀 内 研



マの控訴の一部は理由があるから、原判決の控訴人セレマに関する部分を主文第 1 項のとおり変更し、控訴人らくらくの控訴及び被控訴人らの附帯控訴はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第 3 民事部

裁判長裁判官 山 田 知 司

裁判官 水 谷 美 穂 子

裁判官 和 久 田 道 雄

会員募集費集計表

項目	平成22年			平成23年度			合計		
	総額	件数	1件当たり	総額	件数	1件当たり	総額	件数	1件当たり
直営支社	固定給	52,855,354	1,024	51,421.3	47,808,875	985	48,536.9	50,232,120	1,005 50,007.1
	歩合給	20,812,381	1,024	20,324.6	20,644,076	985	20,956.5	20,728,228	1,005 20,635.4
	交通費	4,900,732	1,024	4,785.9	3,680,652	985	3,736.7	4,280,692	1,005 4,271.5
	合計	76,368,477	1,024	76,531.7	72,133,803	985	73,232.1	75,251,040	1,005 74,913.9
代理店	募集手数料	1,719,487,698	56,682	30,335.7	1,536,368,920	49,848	30,821.1	1,627,828,309	53,265 30,562.8
	解約返還	1件当たり	-195,986,834	17,873	-10,955.5	-184,733,128	16,499	-11,195.6	-190,359,981 17,186 -11,076.5
		1件当たり差額			19,370.2			19,624.4	
	追加募集手数料A		970,316,026	56,682	17,118.6	840,842,492	49,848	16,868.1	905,579,259 53,265 17,001.4
	追加募集手数料B		1,124,201,672	56,682	19,833.5	914,772,702	49,848	18,351.2	1,019,487,187 53,265 19,139.9
	入会日計集計表	募集代理店から、互助会入会数を日単位で集計したものをおセレマに報告する際に使用される書類印刷費	240,000	56,682	4.2	240,000	49,848	4.8	240,000 53,265 4.5
	入会旬報	募集代理店から、互助会入会数を10日単位で集計したものをおセレマに報告する際に使用される書類印刷費	81,000	56,682	1.4	81,000	49,848	1.6	81,000 53,265 1.5
	合計	会員全体平均			56327.9			54850.3	
料款、パンフレット、会員証等入会関係書類作成費用	入会パンフ								15.0
	約款								22.0
	規約会規約								2.5
	入会申込書								18.0
	入会申込書記入例	(互助会加入時に1回目の月掛金を受領するが、その際に使用される領収書)							10.0
	互助会加入領収書								18.0
	自動払込利用申込書								20.0
	会員証	会員証は新規が12円、増口が24円とされているので、単価18円とした。							18.0
	会員証同封用挨拶文								2.0
	同封用約款								10.0
	会員証ケース								130.0
	会員証発送代行手数料								5.0
	封筒								10.0
	郵送料								80.0
	確認書	(互助会入会時に会員に作成してもらう書類)							18.0
	封筒								8.2
	確認書発送代行手数料								3.5
	郵送料								50.0
	合計								440.2

会員管理費算計表

	項目	平成22年実 行額	平成23年実 行額	平均支込 額	合計枚数	1枚あたり の金額
会員費用	会員登録料	135,607,724	138,380,263	135,983,744	265,184	42.77
	会員登録料 預託金	460,219,589	485,779,334	473,459,462		
システム開発費用	Web会員情報システムデータ作成費用	15,238,177	15,408,427			
	マスクデータ入力・更新等費用	42,498,769	37,787,057			
	ハードウェア保守費用	2,351,589	1,832,960			
	年賀システム保守料	2,701,650	2,868,609			
	合計	82,792,165	87,017,944	60,355,055	265,184	18.50
システム運営費用	会員登録システム	1,980,132	1,980,132			
	会員手当計算システム	1,715,700	1,715,700			
	周辺システム開発	1,039,500	1,039,500			
	会員手当計算システム	527,100	527,100			
	歩合抽選貰付券システム	210,000	87,500			
	会員オンラインシステム	5,128,378	5,128,378			
	会員会計システム	3,987,511	3,987,511			
	合計	14,586,321	14,483,821	14,525,071	265,184	4.58
会員費用	月度会員登録料					58.00
	会員（通常会員）	1,582,194	630,210	1,206,202	434	
	会員（算出代預店）	2,278,134	2,782,888	2,435,410	1,554	
	会員料会員（会員に対する回数以降購入までの支払に対する残収額）		120,000	90,000	1,000	
	会員不使用料			1件割引代 50円		
	合計					89.00
会員手数料	月会員3000円以上会員					72.00
	月会員3000円未満会員					51.00
会員登録センター費用		73,255,475	60,422,630	69,839,052	265,184	21.86
会員登録センター費用	請求、毎年3月と7月に入会状況の連絡をかねて、セレマの施設案内その他のセレマに関するニュースを掲載したニュースを会員に対して送付。会員登録料が1回目、下段が2回目。	14,007,253	14,007,253	233,408	5,00	
	会員登録料	13,590,024	13,590,024	233,308	4,81	
	合計	27,597,277	27,597,277			9.81
入会状況通知	毎年12月に11月分までの会員状況を会員中の会員に通知するもの。	9,890,280	1枚50円			4.17
	定期代	724,500	1枚3.45円			0.29
	合計	10,414,780				4.46
会員登録料	会員登録料		単価6円			
	会員登録料10		単価10円			
	会員登録料5	82,860	82,860	12,532		
	会員登録料		1枚80円			
	合計	82,860	82,860			
その他変更届書等作成費用	会員登録（会員の住所変更その他の各種情報の変更を届け出でてもらう際に使用される書類）	285,000	-	285,000		
	会員登録	95,000	-	95,000		
	契約内容変更用		30,000	30,000		
	銀行印鑑変更用		80,000	80,000		
	特別旅費精算票		90,000	90,000		
	合計		580,000	580,000	265,184	0.18
	月会員3000円以上の会員					234.53
	月会員3000円未満の会員					213.53